



こんにちは

# 村田 けい子です

2018.9.21  
No 168

みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい。フェイスブックやっています。

発行/日本共産党立科町議会議員 村田桂子 立科町塩沢1483 ☎0267(56)2868

## 下水道事業における不適切な事務について

### 町長・副町長の減給の条例案、6:5で可決

減給1割  
3か月

9月議会最終日に上程された議案は、下水道事業会計で消費税納入を期限までに納めなかった問題や、上司の決裁を受けることなく契約をした問題の監督責任を取るとして、町長・副町長の給料を原則1割3か月分減給する条例案が提案され、総務経済常任委員会に付託され、委員会では4:1の賛成多数で、本会議では6:5の賛成多数で条例案が可決されました。

施行は10月1日から12月31日までの3か月間。

町長印の管理をしていた総務課長は1割カットで1か月、建設課長は1割カットの2か月、担当の係長と担当職員は1割カットで3か月との処分内容が報告されました。

議会での町長の報告によれば

- 1、第三者委員会の調査報告と改善に向けた提案を受けて、業務改善を推進する組織を立ち上げたいこと。
- 2、調査委員会の報告書で指摘された問題について真正面から受け止める取り組みをしたいこと。 が表明されました。

本会議や総務経済常任委員会の審議の中で以下のようなやり取りがありました。

#### ●処分の妥当性について

A, 地方自治法では減給10%が上限, 期間については、6か月が最長（労働基準法）だという報告がありました。

#### ●第三者委員会の指摘を受けた業務改善を推進する組織はいつまでに作り、町としての改善策はいつまでに示すのか？

A, 一日も早く立ち上げたい。対応策は随時報告する。一丸となって取り組み町民の信頼を取り戻したい。

#### ●職員の任命責任があるのではないかと？

A, 職員の配置は適正だったと考える。

#### ●責任を取るのなら、なぜ、すぐに処分をしなかったのか、対応が遅すぎるのではなかったか？

A, 町としても年代別に職員を集めて、この問題がなぜ起こったのか、など問題を共有し、職員上げてこの問題に取り組んできた。第三者委員会の報告を受けて、係長にも集まってもらい、意見を聞いた。直ちに改善できるところは対応した。

①町長印は総務課長が机の中に管理し、必ず課長が目を通してのに押印する。

②メールを個人アドレスではなく係アドレスを使う。（課内で情報共有できる）



今年も栗が採れています。

今週のパチリ

この頃の楽しみは、栗。朝と夕方、「落ちていないかな」と庭に向かい、落ちているイガを見つけては、靴の先で剥き、つやつやとした栗の実を取り出しています。昨日はさっそく栗ご飯にしました。茗荷の甘酢漬けを添えていただきました。今年は猛暑の影響か昨年ほどは実がなっていないようです。大きな実は渋皮煮にしようと毎朝、せっせと見に行きます。コスモスも満開です。

●業務改善について、町民にどう知らせるのか。

A, ホームページや紙媒体で、随時知らせる。

村田のまとめです。若干のニュアンスの違いがあるかもしれませんが、あらかじめお断りしておきます。

●担当者任せにするのではなく、複数で対応する必要があるのでは？

A, 町としてしっかり決まっているわけではないが、複数にしているところもある。

●公文書偽造という刑法に匹敵する事案ではないか。町として職員を告訴することはしないのか？弁護士とのやり取りはどのようなものか？

A, 顧問弁護士とも相談したが、告訴はしない。（詳細は語られませんでした。私が考えるのに、おそらくは「職員の行為は町の財政を考えてのこととの判断で、町に大きな損害を与えたのではないとの判断ではないか。」と考えています。）

私は、減給1割・3か月が妥当かどうかについての調査・議論の時間が必要だということと改善策が同時に報告されるべきで、本日の提案は時期早尚ではないかと考え、反対しました。他の議員も町長の処分はもっと重くあるべきとの意見を述べました。

賛成討論としては、①町民が『処分はどのようにするのか。いつ行われるのか』と高い関心を寄せていること、ここで判断しなければさらに遅くなってしまうと考える、ということと、②町が改善の方向を示したとの判断が示されました。

今後議会としては、町の改善策について、示されることを注視していきます。調査の中で、町長の印鑑が、無原則的に使用されていることも分かり、また、相談できない職員も1割程度いる事、個人メールが使われており、上司の目に触れずに事が進められる状況も多くあることも判り、今回の不祥事が役場の事務処理の構造的な問題を含んでいることを浮き彫りにした形となりました。

昨年からの固定資産税を巡る事務の不適切処理や、下水道事業における不祥事など、次々と問題が明るみに出ましたが、今回の不祥事を機に、徹底した事務処理の見直しの機会として、庁舎挙げて取り組んでほしいと強く願っています。

## 議案審査より

### 権現の湯、利用料の値上げ条例案、可決！

1回券	400円	500円
10回券 (11回分)	5,000円	
50回券	+1,500円	17,000円
100回券	+2,500円	28,500円
200回券	+3,000円	45,000円

子ども料金・和室利用料は変更せず

10月1日から2か月間の工期で大規模改修が行われます。合わせて耐震補強工事も実施することが決まりました。  
落札は、三ツ矢工業株式会社 2億8296万円。耐震補強工事については、3780万円が9月の補正予算で予算化されました。新たに補強工事が追加となりましたが、2か月間の休館で実施できるのか、のSHINDENまち質問もされましたが、12月20日までの工期でできるとの答えです。

権現の湯のリニューアルを機に値上げしたい意向です。

私の反対の理由は

①現在の利用者の8割は町外の人。よそより100円安いという優位性を失っても、前年並みの利用者が見込めるといのは見込みが甘いのではないか。若干のリニューアル効果はあるとしても新たな購入や更新時に従来通り見込めるかどうか疑問。

②料金値上げに見合う新たなサービスの提案がないこと。

③町内外の利用者の声を聴いていない事。 の3点を挙げ、値上げに賛成しませんでした。